

III. 人口

甲. 人口ノ靜態

12. 帝國人口總數及男女別

本表ニ掲クル人口中〔内地ニ本籍ヲ有スル人口(本籍人口)〕ハ明治五年ヨリ同三十年マテハ内務省ノ調査ニシテ同省ニ於テ年々太政官ニ上申シ又ハ刊行セシ戸口表ニ依ル但シ同書ハ其ノ後正誤及追加アリシヲ以テ本表ハ是等ヲ加除訂正シタルモノヲ掲ク、明治三十一年同三十六年同四十年大正二年末ノ人口ハ明治三十一年内閣訓令第一號甲號ニ基キ市町村長ノ調製シタル材料ニ依テ本局之ヲ整理セシモノナリ但シ明治三十一年及同四十年末ノ數當該人口靜態統計書ニ掲クルモノト相違セルハ同書編纂ノ當時缺漏セシ分ヲ追加セシニ依ル、右調査ノ中間各年ハ同年内閣訓令第一號乙號ニ基キ本局ノ調査シタル出生及死亡並就籍、除籍者ヲ加除シテ推計セシモノナリ、明治三十年以前ニ在リテハ人口調査ノ規定ニ屢改廢アリテ其ノ方法一様ナラス隨テ人口増加率ニ於テ甚タ不整ナルモノアルハ往々右調査方法上ヨリ起レル形式上ノ影響ナリ其ノ詳細ハ大正五年本局刊行ノ〔大正二年末人口靜態調査〕結果ニ據ル帝國人口概説〔1-12頁〕ニ就テ之ヲ看ルヘシ明治十六年以後各年ノ人口ハ在監獄無籍者ノ調査アルヲ以テ本表中ニ之ヲ計上セリ

〔朝鮮人〕〔臺灣人〕〔樺太人〕ハ各其ノ主管廳ニ於テ調査シタルモノニシテ臺灣人ニハ行政區畫内ノ生蕃ヲ包含シ蕃地ノ生蕃ヲ除外セルモノ樺太人ハ樺太アイヌ、ギリヤーク、オロツコ、サンダーノ總稱ナリ

明治十二年人口ノ男女ノ和カ計ニ符合セサルハ鹿兒島縣大隅國ノ人口男女ノ別ナキヲ以テ計ノミヘ算入セシニ依リ又明治三十二年以後各年ニ於テ男女ノ和カ計ニ符合セサルハ人口推計ノ要素タル死亡者中男女不詳者アリテ男女孰レヨリモ控除スルコト能ハサリシニ依リ計ノミヨリ之ヲ控除セシニ依ル

植民地ニ於ケル人口ノ増加率甚タ不整ナルモノアルハ或ハ戸籍ノ整理ニ依ルモノモアルハ或ハ國籍得喪ニ依ルモノモアルハ或ハ又樺太人ノ如キハ出生死亡ノ狀態ニ内地ト異ルモノアルニ依ルカ如シ

〔一方里ニ付人口〕算出ノ基數タル面積ハ二頁第二表ニ掲クル數ニ依レリ

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 毎年増加 (實數, 人口千ニ付), 一方里ニ付人口, 女百ニ付男. Section 1: 内地ニ本籍ヲ有スル人口(本籍人口). Rows from 明治五年 to 三十一年.

12. 帝國人口總數及男女別 續

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 毎年増加 (實數, 人口千ニ付), 一方里ニ付人口, 女百ニ付男. Rows from 明治三十二年 to 大正二年.

2. 朝鮮人

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 毎年増加 (實數, 人口千ニ付), 一方里ニ付人口, 女百ニ付男. Rows from 明治四十三年 to 大正二年.

3. 臺灣人

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 毎年増加 (實數, 人口千ニ付), 一方里ニ付人口, 女百ニ付男. Rows from 明治三十一年 to 大正二年.

4. 樺太人

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 毎年増加 (實數, 人口千ニ付), 一方里ニ付人口, 女百ニ付男. Rows from 明治三十九年 to 大正二年.

5. 總計

臺灣ノ我版圖ニ入リシハ明治二十八年ナルモ當時同島ノ人口未タ詳カナラス依テ毎年ノ帝國總人口ヲ掲クルコト能ハサルカ故ニ茲ニ最近内地人口調査ノ年ヨリ遡テ每五年ノ數ヲ掲クルニ止ム

Table with columns: 調査ノ時, 男, 女, 計, 調査ノ時, 男, 女, 計. Rows from 明治五年 to 大正二年末.